



創刊号

発行 会津宮川土地改良区
編集 総務課庶務係
印刷 北日本印刷株

平成17年度現在
組合員数 4,562名

新しい「会津宮川土地改良区」が設立されました

会津高田町土地改良区、新鶴村土地改良区、坂下中央土地改良区の受益地のほとんどが、会津宮川土地改良区の受益地と重複しており、土地改良施設の一元的な維持管理や賦課徴収を始めとする事務の効率化を図る必要から、平成13年11月、県の指導のもと関係4土地改良区と関係町村により「会津宮川地区土地改良区統合整備研究会」を発足させ、合併の効果や問題点などの検討を行い、平成15年12月24日「会津宮川地区土地改良区統合整備推進協議会」を発足させ4回にわたり合併の基本事項となる統合整備計画書(案)の策定など合併のための協議と調整を行い、平成16年10月8日午後2時から新鶴村構造改善センターにおいて合併予備契約の調印式が行われました。



その後、各土地改良区では合併予備契約に基づき臨時総代会を開催し、合併予備契約書と統合整備計画書が承認され設立委員が選任されました。各土地改良区から選任された20名で構成する設立委員会では4回の協議を経て新土地改良区の定款や諸規程、16年度一般会計暫定予算が決定され、設立委員の連名により平成17年1月24日付で福島県知事に対し合併認可申請書を提出し、3月1日付で合併が認められ受益面積4,884ha、組合員数4,562名を擁する県内でも屈指の規模の土地改良区が誕生致しました。設立認可後、設立委員が暫定役員に就任（理事長には坂下地区の谷澤政美氏が就任）し、平成17年度の事業計画や各会計予算案等の作成を行い、3月29日に執行された総代選挙で選出された71名の総代により、4月10日に第1回総代会が開催され、全議案満場一致により可決承認され23名の新役員が選任されました。

目次

- | | | |
|-----------------|-------|-----------------------|
| ①理事長挨拶と組織機構図 | (P 2) | ④維持管理及び事業について (P 5~7) |
| ②役員総代の定数配分と総代名簿 | (P 3) | ⑤賦課金について (P 7) |
| ③役職員名簿 | (P 4) | ⑥土地改良区からのお知らせ (P 8) |

ご挨拶

会津宮川土地改良区理事長 山田 忠彦



二千年を超える我が国の稻作の歴史はまさに水の歴史であり、古来より農村にはモザイク模様の水田を縫うように水路が張り巡らされ、豊かに流れる水は地域の生活文化を支えながら詩情豊かな自然景観を形成して参りました。しかし一方でそれはまた天候に一喜一憂しながらの過酷な自然との戦いの歴史でもありました。

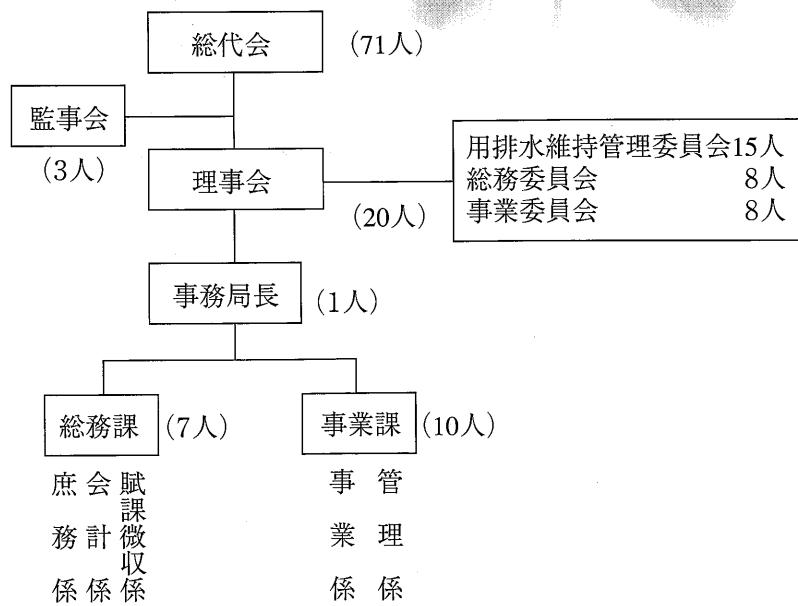
このたび宮川水系の四土地改良区の大同団結により新『会津宮川土地改良区』が設立されました。合併前の各土地改良区は、それぞれに長い歴史と伝統を有しておりますが、地区内にある三貫堰や柴堰、牛川堰や栗村堰などを始めとする様々な灌がい施設は、先人が平等と相互扶助の理念の下に不撓不屈の精神で幾多の星霜を重ねながら、それぞれに艱難辛苦の果てに血と汗と涙の結晶として築き上げられました。後世の私たちは、偉業を成し遂げた人々に遙かなる想いを寄せながら、崇高なる農民魂を継承し、その集大成として博士の清流を集め美田を潤すために、近代科学の粹を極めた国県営かんがい排水事業に挑み、そしてようやくその完成をみて本格供用開始を迎きました。その造成された施設の適正適切な管理を行う目的での新土地改良区設立ではありますが、施設の機能とその受益を最大限に發揮し公平公正に分かち合うためには、まさに先人が掲げた理想を共有することこそが肝要であると存じます。

近年の土地基盤の整備と農業の近代化で自己完結型の経営が可能となったことにより、農村社会にも構造的な変化が起こり、従来あった相互扶助の精神の希薄化や共同体としての拘束力の低下をもたらしつつありますが、こうした意識や構造の変化は、これから農村社会のあり方を考えた場合、また土地改良区としても今後の運営や事業を実施していく上で看過できない課題でもあります。

今や食料と環境の問題が地球的規模で深刻化しており、水と土との循環機能を有する農業農村の重要性が改めて見直されようとしておりますが、環境との調和や都市との共生が求められる中で、土地改良区には、自然環境に配慮し生産性の高い土地基盤の整備と共に、地域の中核的団体として組合員との連帯感や多様な経験を活用し、行政や他の農業団体等との連携を図りながら地域の個性と独創性を活かした農業農村の再構築に積極的に参画することが求められております。

合併当初でもあり、新土地改良区には課題も山積致しておりますが、役職員一体となり研鑽努力を重ね、組合員の皆様と共に壮大なる理想とその実現に向け、果敢に取り組んで参ることをお誓い申し上げ、併せて組合員の皆様のご理解とご協力を懇願致し雑駁ではありますがご挨拶に代えさせていただきます。

会津宮川土地改良区 組織機構図



役員及び総代の定数と配分

選挙区及び被選任区	総代	理事	(員外)	監事
第1 (高田、本郷、若松)	35人	8人	3人	3人
第2 (新鶴)	16人	4人		
第3 (坂下)	20人	5人		
計	71人	17人	3人	3人

*員外理事3名及び監事3名は申し合せにより各地区から1名づつ選任されることになります。

1) 総代

平成17年3月29日執行の総代選挙において71名の方が当選されました。任期は4年になります。

第1選挙区(会津高田町・会津本郷町・会津若松市 定数35名) 任期:平成17年3月29日~

地区名	氏 名
高田	横山 勇樹
龍興寺北	斎藤 富司
龍興寺北	春日 恵一
観音北	伊藤 稔
安田	小林 勇雄
佐布川	小林 誠一
北会津町	佐藤 啓一
永井野	東瀬 和明
永井野	根本 房義
上戸原	福田 重雄
杉屋	児島 威
松岸	菅 勝雄

地区名	氏 名
旭杉原	井関 重一
旭三寄	坂内 正徳
旭館端	石井 満
旭寺入	馬場 和雄
旭市川	鈴木 和榮
勝原	石川 武男
富川	川島 壽夫
富川	眞部 昭夫
藤家館	児島 久則
橋丸	船田 民一
橋丸	長嶺 正義
下堀	横山 正治

地区名	氏 名
赤留	大竹 豊
八木沢	鈴木 満美
八木沢	児島 常秋
雀林	小林 由廣
雀林	小林 章
寺崎	板橋 幸夫
吉田	坂内 大輔
西本	金田 賢一
会津本郷町	五十嵐 盛雄
北会津町	斎藤 恒夫
北会津町	酒井 義喜

第2選挙区(新鶴村 定数16名)

地区名	氏 名
新屋敷	山口 和芳
新屋敷	鈴木 守
和田目	飯森 善人
和田目	加藤 哲夫
立石田	佐藤 勝一
立石田	佐々木 義隆

地区名	氏 名
小沢	大井 豊
沼田	山内 忠司
沼田	五十嵐 淑一
佐賀瀬川	村松 芳喜
米田	齋藤 喜幸
米田	長谷川 正昭

地区名	氏 名
境野	鈴木 正
境野	青木 洋一
鶴野辺	新国 吉和
鶴野辺	長谷川 啓

第3選挙区(会津坂下町 定数20名)

地区名	氏 名
古坂下	渡部 典夫
中泉	横山 源栄
牛川	鶴見 房人
牛川	新国 善幸
勝大	宮田 正則
勝大	荒井 安孝
樋島	江川 秀一

地区名	氏 名
大沖	中島 弘
大沖	小林 一良
五ノ併	田崎 幸男
五ノ併	山内 一哲
白狐	高波 和廣
青津	小池 秀昭
八日沢	井上 秀行

地区名	氏 名
見明	斎藤 武
大上	渡部 直人
宇内	吉田 美芳
塔寺	日向 公平
新館	福地 義廣
船杉	桑原 市麿

2) 役員

平成17年4月10日開催の第1回総代会において、役員が選任されました。任期は4年間になります。

(理事20名、監事3名)

[理事：20名]

理事長
山田忠彦
新鶴村



副理事長
渡部英敏
会津高田町



副理事長
竹内 昕俊
会津坂下町



**庶務担当理事
(総務委員長)**
長峰喜昭
会津高田町



会計担当理事
小林一男
会津坂下町



**賦課徴収担当
理事**
山内栄一
新鶴村



**事業担当理事
(事業委員長)**
川嶋一雄
会津高田町



**理事
(用排水維持
管理副委員長)**
上野修一
会津坂下町



**理事
(用排水維持
管理副委員長)**
星英一
会津高田町



**理事
(用排水維持
管理副委員長)**
鈴木義明
新鶴村



**理事
(事業委員会)**
村山辰栄
会津高田町



**理事
(事業委員会)**
谷澤久孝
会津高田町



**理事
(総務委員会)**
村松茂
会津高田町



**理事
(総務委員会)**
目黒善太郎
会津高田町



**理事
(総務委員会)**
深谷信也
会津若松市



**理事
(事業委員会)**
五十嵐薰
新鶴村



**理事
(総務委員会)**
山田隆義
新鶴村



**理事
(事業委員会)**
遠藤淳吉
会津坂下町



**理事
(事業委員会)**
二瓶甚一
会津坂下町



**理事
(総務委員会)**
桑原勝夫
会津坂下町

[監事：3名]

総括監事
千葉博
会津高田町



監事
須藤久孝
会津若松市



監事
佐藤廣志
会津坂下町

**3) 職員**

職名	氏名
事務局長	永峯眞
総務課課長	関野俊威
課長補佐	春日チヨイ
会計主任兼係長	高橋広子
庶務係長	江川成美
会計係主任	鈴木美代子
賦課徴収係主任	二瓶保之
庶務係主任	酒井靖隆
事業課課長	山田佐市
課長補佐	佐藤正雄

職名	氏名
管理係長	山内幸裕
管理係主任	新田幸男
管理係主任	新国豊彦
事業係主任	山内幸男
管理係主任	前田伸一
事業係主任	渡部庄吾
管理係技師	諏訪美彦
管理係技師	歌川幸二
嘱託(電気主任技術者)	山口眞
嘱託(ダム水路主任技術者)	栗城隆彦

※その他、坂下支所(旧坂下中央土地改良区事務所)には嘱託職員1名が常駐しております。

土地改良区が行う施設の維持管理

土地改良区が管理する施設については、合併前に同意をいただいた維持管理計画書に基づき、主要施設については土地改良区直轄で、その他の施設については水利委員会に委託して行われます。

なお、基幹水利施設管理事業により、新宮川ダムは福島県、宮川頭首工および高橋頭首工は関係町村の管理となります。土地改良区に再委託され管理規程に基づいてそれぞれ操作と管理を行います。

各施設の堰上げ日や用水の配分については、維持管理委員会や各地区的水利委員会において協議し配水されることになりますので、限られた水資源の有効利用と節水にご協力ください。



会津宮川地区 畑地かんがいモデル 事業



写真の給水スタンドは、会津宮川地区畠地かんがい事業のモデルとして国営宮川幹線用水路吹上分水工を利用し設置したものです。利用方法は、県道 赤留・塔寺線の待避所に給水車を止め、給水スタンドからタンクに給水します。なお、利用時期及び内容については、現在未定ですが1日も早く利用できるよう進めております。

所在地：新鶴村大字米田字吹上下（県道 赤留・塔寺線沿い）
給水時間：300リットルのタンク＝約3分で満水



水利委員会

設置された委員会及び構成は次のとおりです。(◎は委員長、○は副委員長)

宮川幹線(高田)水利委員会	
地区名	氏 名
上戸原	星 力 蓮 沼 聰
杉屋	児 島 威 斎 藤 長 光
荻窪	横 山 義 博 ○ 小 島 忠 夫
松沢、中道	秋 津 静 雄 金 田 幸 男
松岸	佐 藤 久 喜 長 嶺 昇
赤留	諏 訪 光 雄 野 中 善 司
八木沢	○ 野 中 要 助 鈴 木 满 美
雀林	村 松 虎 彦 大 堀 勇
吉田	○ 上 杉 速 史 目 黒 善 太 郎
小山	坂 内 昭 治 長 嶺 富 喜
西本	金 田 敏 明 金 田 光 三

任期:H16.1.22～H18.3.31 計 22名

宮川幹線用水路新鶴地区水利委員会	
地区名	氏 名
新屋敷	板 橋 応 治
沢田	坂 内 宗 一
蕎麦ノ目	薄 勝 鈴 木 直 孝 鈴 木 昇 栄
立行事	笠 間 貢 佐 藤 勝 一
駅前	横 山 功 酒 井 昭 夫
梁田	渡 部 隆 唐 沢 正 雄
大石ノ目	矢 部 一 誠 笠 間 憲 二
上小沢	鈴 木 義 明 大 井 豊
下小沢	新 田 耕 一 渡 部 久 市
出戸田沢	小 林 清 一 川 上 文 意
根岸	斎 藤 博 夫 ○ 五 十 嵐 善 佑
米沢	長 谷 川 義 衛 渡 部 長 栄
桧ノ目	大 堀 市 雄
沖中田	猪 俣 正 彦 土 田 秀 一 郎
阿久津	福 田 與 作 長 谷 川 啓
牛沢	鶴 見 房 人 佐 瀬 雄 藏
勝方	小 林 義 彦 久 力 昭 男
樋渡	田 崎 寿 昭

樋渡	猪 俣 忠 則
水島	○ 佐 藤 友 一
	江 川 秀 一
矢ノ目	目 黒 和 宏
	佐 藤 修

任期:H17.4.1～H19.3.31 計 38名

宮川幹線用水路坂下地区水利委員会	
地区名	氏 名

牛沢	○ 新 田 隆 夫 目 黒 幸 雄
蛭川	長 谷 川 次 郎 大 竹 敏 彦
勝方	小 林 義 彦 久 力 昭 男
大村	鈴 木 安 秀 鈴 木 浩
八日沢	二 瓶 幸 市 佐 藤 義 文
福島県 (農業試験場)	慶 徳 庄 司 菊 地 孝 一
見明	山 ノ 内 政 志 玉 川 健 一
大上	青 山 二 千 雄 大 島 丈 夫
宇内	○ 古 川 喜 一 後 藤 秀 雄
津尻	高 畑 美 信 鈴 木 亮
塔寺	斎 藤 實 佐 藤 政 司
杉	○ 桑 原 市 磐 新 井 田 高 雪
船窪	鈴 木 義 仁 鈴 木 正 栄

任期:H17.4.1～H19.3.31 計 26名

高橋右岸水利委員会	
地区名	氏 名

向川原	手 代 木 正 美 尾 形 尚 意
杉屋	斎 藤 長 光 道 中 英 夫
上戸原	星 英 一 蓮 沼 聰
松岸	佐 藤 久 喜 長 嶺 昇
寺崎	小 窪 庸 夫 星 辰 男
境野	川 上 賞 一 ○ 石 黒 忠 広

任期:H16.1.20～H18.3.31 計 35名

高橋右岸水利委員会	
地区名	氏 名

上杉	桜 井 春 喜 元 木 芳 高
下杉	井 関 重 一 鈴 木 久 良
岩渕	金 田 為 雄 新 国 賀 章
箕作	谷 泽 貞 芳 谷 泽 久 孝
北村	横 山 治 見 星 英 夫
館	佐 藤 旺 聰 白 石
池の端	○ 馬 場 清 志 石 井 貞 義
西勝	伊 藤 利 一 竹 本 修 寿
竹原	上 野 謹 謹 杉 山 敏 夫
上中川	真 部 清 美 佐 藤 義 幸
富岡	佐 藤 正 行 ○ 佐 藤 幸 正
領家	室 井 弘 道 室 井 光 男
藤田	安 部 亨 村 岡 豊 喜
沖の館	山 浦 文 夫 ○ 山 浦 林 一
田中	長 嶺 利 春 長 嶺 豊
橋爪	佐 藤 真 一 船 田 民 一
下中川	横 山 知 世 志 下中川
入豆田	横 山 正 治 安 達 敏
新堀	佐 藤 徳 雄 平 山 昭 夫
福光	平 山 一 彦 大 竹 信 雄

任期:H16.1.21～H18.3.31 計 40名

佐賀瀬幹線用水路地区水利委員会	
地区名	氏 名

佐賀瀬川	○ 渡 部 輝 夫 平 山 長 昭
------	----------------------

任期:H16.1.20～H17.3.31 計 2名

三貫堰水利委員会

集落名	氏名
杉屋	道中英夫
	児島威
松岸	○佐藤久喜
	長嶺昇
吉田	○上杉述史
	目黒善太郎
尾崎窪	○浅沼俊夫
	金田忠男

任期:H16.1.19～H18.3.31 計 8名

佐布川頭首工水利委員会

地区名	氏名
旧高田	○公家實
	小松和彦
境野	五十嵐三男
	○鈴木正
桧ノ目新田	新國健一
	上野勝正

任期:H17.4.1～H19.3.31 計 6名

牛川新堀水利委員会

部落	氏名
牛沢	○白井信行
	新井田哲夫
蛭川	大竹敏彦
	長谷川次郎
水島	佐藤友一
	江川秀一
大江	鈴木茂
	坂内忠江
沖	小林一良
	須藤芳幸
矢ノ目	目黒和宏
	佐藤修
上金沢	為田寛治
	鈴木博喜
金沢	遠藤清隆
	田崎幸男
中村	渡辺竹志
	渡部一好

原	飯 東 平 藏
新屋敷	村 岡 慶 次
	山 口 の ぶ お
	武 藤 文 男
新屋敷	山 口 紘 一 郎
新田	坂 内 賢 一
沢田	大 堀 寛
蕎麦ノ目	金 田 松 夫
根岸	齋 藤 俊 喜
	齋 藤 広 志
米沢	木 村 安 廣
	長 谷 川 貞 雄
檜ノ目	新 國 吉 英
新田	○ 新 國 文 英
沖中田	風 間 明
	猪 俣 富 雄
阿久津	島 田 明 男
	白 井 和 英
宮袋	齋 藤 善 一
新田	齋 藤 邦 男
十二所	○ 小 林 誠 市
	山 内 宏 行
本田新田	酒 井 孝 宏
	酒 井 隆 一

雀林水利委員会	氏名
雀林	○ 村 松 虎 彦
	○ 大 堀 勇
	小 林 恒 男
	関 孝 雄
	松 本 利 弘

三五田水利委員会	氏名
和泉新田	○ 板 橋 信
	高 橋 和 広
	山 内 豪
	山 内 勇 志
	平 井 俊 市

和泉新田	武 藤 平 一
	佐 藤 倉 善
新屋敷新田	鈴 木 誠 一
	小 林 辰 次
沢田	山 内 文 義
上新田	山 内 一 哲
上金沢	佐 藤 勉
下金沢	田 崎 勇

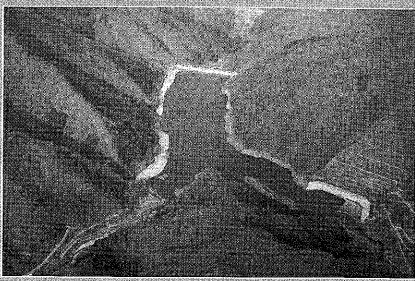
計 13名

栗村幹線水路地区水利委員会

地区名	氏名
上新田	山 内 富 士 男
	○ 山 内 明 夫
中新田	閔 野 健 治
	棚 木 寛 一
上金沢	為 田 寛 治
	小 川 英 海
金沢	田 崎 幸 男
	佐 藤 厚 美
沖	小 林 一 良
	須 藤 芳 幸
羽林	○ 山 内 浩
	谷 澤 和 憲
原	飯 束 平 藏
	村 岡 慶 次
中村	渡 部 久 雄
	渡 部 久 幸
船窪	渡 部 惣 吉
	内 海 広 幸
塔寺	手 代 木 学
	酒 井 正 夫
新館	飯 塚 清 尚
	三 瓶 光 喜
八日沢	○ 金 子 幸 誠
	武 藤 雄 次
見明	斎 藤 衛
	近 藤 勇 雄
大上	斎 藤 宣 詔
	残 間 善 博

任期:H17.4.1～H19.3.31 計 28名

新土地改良区の賦課金



新しい土地改良区の賦課金の種別と10aあたりの賦課基準と賦課期日は次のとおりです。

前 期 (納期 H 17.6.15～H 17.7.15) _____

経常賦課金 田 1,800円 畑 600円

維持管理賦課金(国営受益地のみ) 田 1,800円

国営2期事業償還金 1,630円 高田中央地区事務費特別賦課金 3,000円

後 期 (納期 H 17.9.15～H 17.10.15) _____

国営1期事業償還賦課金	2,518～5,947円	県は坂下北部地区償還賦課金	9,000円
県営かんがい排水事業賦課金	931～1,169円	佐賀瀬地区償還賦課金	13,555円
基盤整備促進事業賦課金	160～992円	佐賀瀬第2地区償還賦課金	3,847円
土地改良総合整備事業賦課金	2,577円	旭地区償還賦課金	7,244円
高田北部地区償還賦課金	2,199円	旭地区償還事務費賦課金	326円
高田北部地区償還事務費賦課金	99円	高田中央地区事業費賦課金	443円
県は若宮地区償還賦課金	13,000円	高田中央地区償還賦課金	276円
県は牛沢地区償還賦課金	13,000円		

納入が遅延されると、土地改良区の運営のみならず、借入金の償還や事業実施にも重大な影響を及ぼしますので、納入期限内の納入にご協力ください。

組合員の資格交替があったときの届け出

農地転用と決済金

土地所有権や耕作権の異動や住所氏名等に変更があったときは必ず土地改良区に届け出て下さい。

組合員の資格を取得したり喪失した場合、土地改良区に届け出ることが土地改良法第43条の規定で義務づけられております。土地原簿や組合員名簿などはこの届け出によって権利義務行為の効力が発生します。組合員の不利益を防止するためにも必ず届け出するようお願い致します。

農地を農地以外のもの、例えば住宅や店舗用地に転用する場合に、土地改良法第42条の規定で「権利義務の決済」が義務づけられております。本土地改良区では地区除外処理規定で農地転用の手続きを規定しておりますが、残された組合員の不利益を防ぐため当該農地に係る以後の負担相当額を一括して納入して戴くのが決済金で、その額は総代会で定められています。

尚、公共用地に転用する場合は農地法による転用手続は不要ですが、地区除外の申請と決済が必要となりますのでご注意下さい。決済金を納入されない場合は継続して賦課されることになります。

平成17年度決済金基準額

単位：円／1,000m²

	会津高田町	新鶴村	会津坂下町	会津本郷町	会津若松市
国営事業	46,071	46,071	92,049	46,071	13,486
県営かんがい排水事業	8,291	9,364	10,112	5,241	3,134
基盤整備促進事業	913	913	913	1,388	0
維持管理費	70,700	70,700	70,700	16,620	0
※土地改良総合整備事業	16,775	—	—	—	—
※県ほ旭地区事業	14,000	—	—	—	—
※県ほ若宮地区事業	—	—	68,460	—	—
※県ほ牛沢地区事業	—	—	119,532	—	—
※県ほ坂下北部地区事業	—	—	79,260	—	—
国営地区決済金 合計	125,975	127,048	173,774	69,320	16,620

※印の地区に於いて転用した場合は、当該金額が国営地区決済金合計に加算されます。

土地改良施設を使用するときの届け出

申請を忘れずに！



川をきれいに、水を大切に

土地改良区が管理する施設（農道、水路等）を使用するときは土地改良区の同意が必要です。土地改良区に無断で橋を架けたり看板を立てたり管の埋設などを行なった場合は、撤去していただくこともありますので、あらかじめ土地改良区に申請し同意を得て下さい。

また土地改良区が管理する水路に浄化槽排水や雨水、雑排水を放流する場合も土地改良区の同意が必要です。

- ・以上の申請のための用紙は土地改良区に用意してあります。
- ・不明の点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

- ゴミを水路に放流するのはやめましょう！近年は農家自身から排出されるゴミ（野菜、果実、ビニールシート等）が増加しています。
- 水路をゴミ公害から守るために皆が注意しましょう！水路や堰や分水口などが正常な機能を発揮しなくなり、灌がいに支障が生じます。
- 農業用水は稻作には必要不可欠ですが、そのほか地域の環境と一体化して非常に多くの役割も担っております。

| 編 | 集 | 後 | 記 |

土地改良区広報の創刊号をお届けします。今回は組合員の皆様の関心がもっとも深い「新土地改良区の組織概要」を中心に編集いたしました。限られた誌面でもありますので、ご満足いただける内容とはほど遠いものとなりましたが、新土地改良区の組織運営や事業につきましては、組合員の皆様の意向を的確に把握し適切に対応することを念頭に、またこれまで、それぞれの土地改良区に於いて諸先輩が残された実績と伝統を継承し更に発展させるため、役職員一体となり研鑽努力する決意でありますので、組合員の皆様のご理解とご協力を願い致します。